

医療・介護サービス提供体制改革推進本部について

社会保障審議会 介護保険部会(第51回)	参考資料 3
平成25年10月30日	

医療・介護の従事者、施設、事業等の確保及び有効活用等を図り、効率的で質の高い医療・介護サービス提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応し、各自治体が地域の実情に応じて、地域包括ケアシステム(医療、介護、住まい、予防、生活支援が身近な地域で包括的に確保される体制)の構築を推進していくことを支援するためには、部局横断的な連携が求められることから、厚生労働省に医療・介護サービス提供体制改革推進本部を設置する。

本部

本部長：大臣
本部長代理：副大臣、政務官
副本部長：事務次官、厚生労働審議官

構成員：医政局長、老健局長、保険局長、社会・援護局長
審議官(老健、医療・介護地域連携担当)、
審議官(医療保険、医政、医療・介護連携担当)
審議官(社会・援護担当)

(平成25年10月11日設置)

医療機能分化・連携／在宅医療・介護連携 推進プロジェクトチーム

- 高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の一体的な確保を行うため、医療計画と介護保険事業(支援)計画の連携、医療機能分化・連携や在宅医療・介護を進めるための新たな財政支援制度等について、関係部局で一体的に検討を行う。
- 主査を厚生労働審議官とし、副主査を医政局長、保険局長及び老健局長等とする。また、関係課室長を構成員とする。

地域包括ケアシステム推進プロジェクトチーム

- 地域包括ケアシステムの構築のための自治体支援その他の取組を行う。
 - ①先進事例の収集・提供
 - ②各種マニュアル、ツール等の作成・提供
 - ③見える化のシステム構築による自治体支援
 - ④都道府県単位での市町村セミナー、説明会等への講師派遣など、自治体への丁寧な説明
 - ⑤市町村をきめ細かく支援する方策の検討
- 今年度から来年度にかけて、自治体の第6期介護保険事業(支援)計画(中長期の見通しを含む)の策定作業に合わせ、自治体支援の活動を推進する。
- 主査を老健局長とし、副主査を医政局長、保険局長及び社会・援護局長等とする。また、関係課室長を構成員とする。

医療・介護サービス提供体制改革推進本部 名簿

(平成25年10月11日現在)

本部長	田村	憲久	厚生労働大臣
本部長代理	土屋	品子	厚生労働副大臣
本部長代理	赤石	清美	厚生労働大臣政務官
副本部長	村木	厚子	厚生労働事務次官
副本部長	榮畑	潤	厚生労働審議官
本部員	原	徳壽	医政局長
	原	勝則	老健局長
	木倉	敬之	保険局長
	岡田	太造	社会・援護局長
	有岡	宏	大臣官房審議官(老健、医療・介護地域連携担当)
	神田	裕二	大臣官房審議官(医療保険、医政、医療・介護連携担当)
	古都	賢一	大臣官房審議官(社会・援護担当)